

ある。

立法の動向からすれば、「不正競争防止法」は2018年1月1日から正式に施行された。「電子商取引法」は発表され、2019年1月1日から施行される。改正後の「特許代理条例」は、2019年3月1日から施行される。「特許権の付与・権利確認に係る行政事件の審理における若干の問題に関する最高裁判所の規定(一)」及び「企業名称登記管理条例(審議用稿)」はパブリックコメントを募集している。上記法律法規の改正及び調整はいずれも知的財産権業界から一定の注目を浴びている。

裁判所の設立において、杭州インターネット裁判所の設立に続く、北京、広州インターネット裁判所はそれぞれ設立され、張雯、張春和がそれぞれ初代北京、広州インターネット裁判所所長に任命された。これにより、インターネット事件の新たな裁判形態の道を切り開いた。また、「インターネット裁判所による事件審理に係る若干の問題に関する最高裁判所の規定」は正式に発表され、インターネット裁判所の事件受理範囲、訴訟プロセス、審理形態及び送達方法などを明確に定めている。

機関の調整において、國務院は元国家知的財産権局の職責、元国家工商行政管理総局の商標管理の職責及び元国家品質監督検査検疫総局の原産地地理的表示の管理職責を統合し、国家知的財産権局を再編して、国家市場監督管理総局に管理を移した。

典型的な事件として、「wapi」の発明特許侵害事件の二審判決が確定し、北京市高等裁判所は、ソニー社の上告を棄却し、一審判決を維持する旨の判決を下した。また、インターネット大手テンセントと今日頭条との間の不正競争紛争事件、北京稻香村と蘇州稻香村との間の商標権侵害事件、華為とサムソンの特許権侵害事件などが挙げられ、業界でも広く注目されている。

知的財産権全体の保護体勢に関して、中央委員会総書記、国家主席習近平は何度も講演の中で、「イノベーション文化を提唱し、知的財産権の創造、保護、運用を強化する。法の執行力を完備し、法執行の力強さを増し、外資系企業の合法的な權益を保護し、外国企業の合法的權益特に知的財産権への侵害行為を法に則り断固として処罰する。」と強調した。マクロの政策制定からマイクロの法執行まで、知的

財産権保護はさらに強化されている。

2018年に知的財産業界で発生された重大事件について、筆者は、比較的大きい影響を与えられた8件を選び、次のとおり逐一に紹介する。また、このような事件を顧みると同時に、2019年に発生し得る知的財産重要事件についての展望も述べていく。

I 2018年知財八大ニュース

1. 最高裁判所知の財産法廷による発明及び実用新案特許などの上訴事件の統一審理²

2018年10月26日に、中国第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議において、「特許等の知的財産事件の訴訟手続に関する若干の問題に係る決定」が可決された。決定の内容は主に以下のとおりである。

- 一、当事者が発明特許、実用新案特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占などの専門技術性が比較的高い知的財産に係る民事事件の第一審の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した場合、最高裁判所は審理する。
- 二、当事者が特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータソフトウェア、独占などの技術専門性が比較的高い知的財産に係る行政事件の第一審の判決、裁定に不服があり、上訴を提起した場合、最高裁判所は審理する。
- 三、効力が発生した上記事件の第一審の判決、裁定、和解調書に対し、法に基づき再審、抗訴などを請求した場合、審判監督手続を適用するのは、最高裁判所が審理する。また、最高裁判所は下級裁判所に再審させることもできる。

上記決定は、2019年1月1日より施行される。

上記規定によれば、従来の知的財産事件、特に特許事件の審判制度は大幅に調整されることとなる。この規定によれば、各高等裁判所は、意匠以外の技術に係る知的財産侵害事件の二審を受理することがなく、最高裁判所は上訴事件を直接審理することになる。また、技術に係る知的財産行政事件の二審も最高裁判所が審理することになる。現在、この部分の事件は主に北京市高等裁判所が